

いちるいきか

である。ただし

位相調整器各タップの見かけ上の容量

タップ番号	巻数比	見かけ上の容量
1	1 : 37	10.952 μ F
2	1 : 30	7.200
3	1 : 26	5.408
4	1 : 20	3.200

軌道回路長 1,600m

レールインピーダンス

0.696 L 64.5 Ω /km.....50 c/s

0.812 L 68.3 Ω /km.....60 c/s

送電電圧 最高 20V

これによれば、A社の場合 50 c/s では位相調整器を付加しないと送電電圧 19.5V で、漏れ抵抗 0.5 Ω /km のとき、トルクファクター 100% となるが、位相調整タップ 3 の場合には 6.4V

図-4 軌道回路特性(A社E形2元3位) 60 c/s

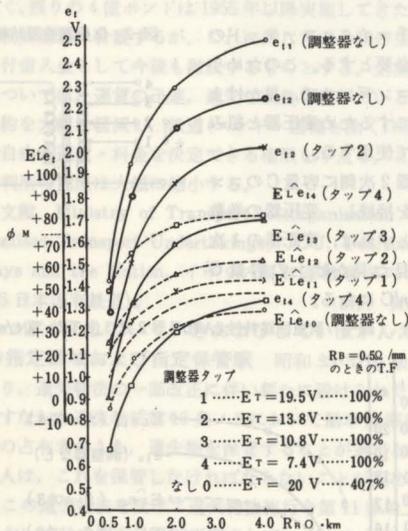
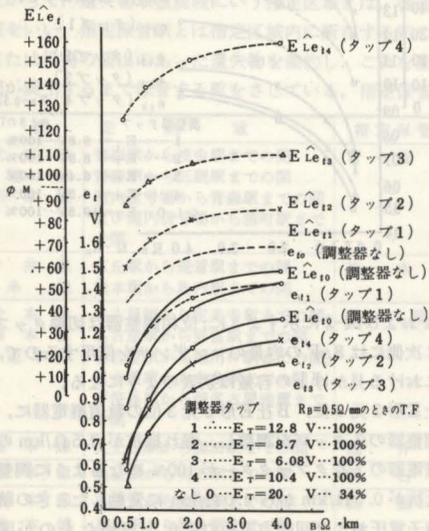
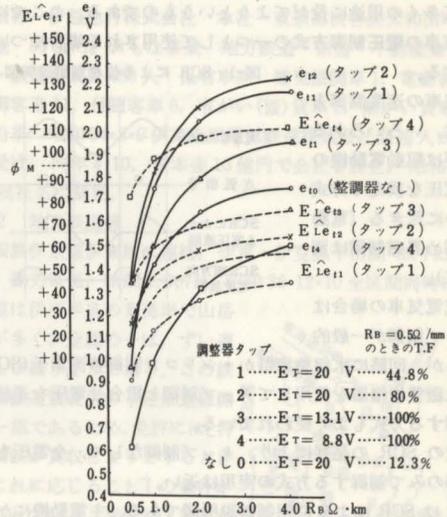


図-5 軌道回路特性(B社E形2元3位) 50 c/s



でよい。またB社の場合で 50 c/s のときには、位相調整器を付加しないと送電電圧 20V でも漏れ抵抗 0.5 Ω /km のとき、トルクファクター 34% であって上向きしないが、調整タップの場合には送電電圧 6.03V で 100% になり、十分動作させることができる(図-5・6)。

図-6 軌道回路特性(B社E形2元3位) 60 c/s



継電器変圧器の位相調整部も、ほとんど上記位相調整器と同様の特性をもち、軌道継電器の位相を変化させることができる。

(水野義一)

いちるいきかい 1類機械 機械検査基準規程(昭和39・11・20 工達第8号)第8条に規定する機械であって、その範囲は次のとおりである。

(1) 法令の適用を受ける機械(法令によって検査に関する事項が規定されている機械)。

(2) 前号に準ずるもので、次に掲げる機械。ただし換気装置は保健衛生上、特に影響の大きいもの。石炭積込機・バケットエレベータ・カーダンパ・ミュール・排煙装置・換気装置。

(3) 前各号に掲げる機械以外の機械で、第5条に規定する重要機械。

重要機械は、輸送または、その他の業務に特に重大な影響を与える機械または、そのおそれのある機械である。なお同規程は1類機械について実施しなければならない検査の区分、検査周期の決定者および検査の記録方についても規定している。

→2類機械。

(青木 茂)

いどうきよく 移動局 電波法およびその施行規則によれば、移動局(厳密には陸上移動局とする。)とは、[陸上(河川 湖沼その他これらに準ずる水域を含む。)を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。]と定義している。なお電波法施行規則では、単に[移動局]といえは[船舶局、航空機局、陸上移動局、携帯局その他移動中又は特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。]と定義している。陸上移動局の規格は、無線設備規則に示された技術基準によるのであるが、環境条件などについては、無線機器型式検定規則に示されたものが標準となっている。

移動局設備には、固定して使用する設備に比較して種々の特殊条件が課せられる。その条件に関連して考慮しなければならない点をあげれば次のとおりである。